選挙運動用自動車賃貸借契約書

※印紙不要

　根室市議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

　　公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１４１条の規定により、選挙運動のために使用する。

２　車種及び登録番号

３　台数　　　　１　台

４　使用期間　　　　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで　　　日間

５　契約金額　　　　金　　　　　　　　　　　　円（１日につき　　　　　　円）

　　うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額　金　　　　　　　円

６　使用上の義務等

　　甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙を定める約款に従う義務を負う。

７　請求及び支払

　　この契約書に基づく契約金額については、乙は、根室市議会議員及び根室市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成８年根室市条例２６号）に基づき根室市に対し請求するものとし、甲はこれを必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、根室市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は根室市には請求できない。

８．その他

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　根室市議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　甲　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印